

菊地 大提出 学位申請論文（課程博士）

『孫呉政権の研究』 審査要旨

論文の内容の要旨

本稿は第一篇「曹魏の正統性と孫呉の位置」・第二篇「孫呉政権の対外政策」・第三篇「孫呉政権後期の実態」によって構成される。

第一篇では、孫権の即位における正統性の論理を闡明しようとする。

第一章「曹操と殊礼」では、その前提として漢魏交代期の曹操礼遇の上昇の経過について検討する。曹操は漢の功臣として増封に与り、ついで蕭何の故事の「賛拝不名」「入朝不趨」「剣履上殿」という待遇を受けるが、王莽の時から蕭何の殊礼の故事に「賛拝不名」が加わるのであって、曹操に対する「蕭何の故事」はむしろ漢臣から脱却する起点として捉えることができる。その翌年の九錫の礼

は、漢の二十等爵制を越えるために五等爵を導入して魏公に任命したことと共に、諸侯王国に準じる魏国の建設を認めるもので、曹操は実質的に諸侯王となった。そして、後漢光武帝の「東海王疆の故事」、及び前漢景帝の「梁王武の故事」によって諸侯王としての優待を確実にするが、後者は皇位継承資格者に擬えるもので、曹操が漢王朝を継承する拠り所となったという。その半年後の冕十二旒等の礼遇は曹操を諸侯王とは別格の存在とする殊礼であり、曹操は天子の領域に最接近することとなった、と指摘する。

第二章「漢魏禪讓過程と文帝の即位」では、『三国志』文帝紀・裴松之注所引『袁宏漢紀』・袁宏『後漢紀』・裴注所引『獻帝伝』等の諸文献を参照して、魏の文帝の即位の過程を精査する。漢・魏いずれの立場でも、獻帝が曹丕に帝位を譲ることを明らかにした延康元年（二二〇）一〇月乙卯（一三日）の冊書が重要な意義を持った。曹丕がまだ皇帝位についていないこの時点で魏の家臣団の呼称は「殿下」から「陛下」へと変化しており、魏の側では既に曹丕を皇帝として位置

づけていた。よって、この冊書に漢魏禪讓過程の一つの画期があり、その論拠は『献帝伝』に見える一〇月辛亥（九日）の太史丞許芝の上奏にある、と指摘する。

第三章「孫権の即位とその論理」では、魏の文帝の即位と比較した呉の孫権の即位の特色を論ずる。孫権は当初は漢室の匡輔を政権の理念としたが、劉備が即位すると魏に臣従した。しかし、劉備の死後に蜀と同盟を締結し、魏との関係を解消して北伐に向けた共闘体制を形成した。明帝が即位して諸葛亮が北伐を開始し、魏が江南に意を注ぐことが困難になると孫権即位の好機が到来したが、曹丕には後漢の献帝による皇帝任命の冊書の発布という正統性があり、劉備には劉氏の血筋という正統性があった。そこで、自身の即位の妥当性を証明しなければならぬ孫権の告天文には、魏の論理を否認するという明確な論理が働いている。孫権は曹丕から呉王に封建されていたが、曹丕の即位を否認することで自ら帝位に即くこととの整合性を図った、と論ずる。

第二篇では、魏との対立が明確となった呉の対外政策の実態及び特質を検討する。

第一章「孫呉政権と東アジア地域」では、皇帝になって以後の孫権の公孫氏や高句麗に対する外交を論ずる。遼東の公孫氏に対しては軍馬の確保と魏への牽制を目指して使者や人員を派遣し、高句麗には公孫氏の牽制及びこれに代わる馬の供給源として使者を派遣したが、魏の軍事力によってその働きかけは挫折した。また、台湾に比定される夷洲や種子島に比定される亶洲に対しても、魏に対抗する上で建国直後に軍を派遣したが、やはり失敗に終わった。その後、孫権は東アジアを中心とする国際秩序の形成を断念し、対外政策の比重を南海地域に移していく、と指摘する。

第二章「孫呉政権の荊州・交州統治と南海地域」では、呉の南海地域に向けた対外政策について検討する。魏の文帝は孫権に対して交州の監督権を付与し、孫呉政権は荊州と交州とを支配する体制を樹立した。孫権は交州の平定を推し進め、

南海や益州南部を通して域外の産物の獲得を図った。交州刺史の呂岱は部下を南海方面に派遣したが、それは中国南方の主権者である孫権が皇帝となった事実の周知を意図していた。東北方面で魏が優勢になると孫権は珠崖・儋耳へ派兵して郡を設置し、南海ルートの利益に積極的に関与して扶南との関係強化を目指した。しかし、孫呉の南海交易利権への参画と扶南への接近とは、呉の領域に隣接し南海ルートに近接する林邑に警戒され、三世紀半ば以降の林邑の日南郡侵攻を招いた。孫権は早期の北伐は困難であるとして中長期的なスパンによる自国の発展強化を目指し、南海地域との外交を展開した、と結論する。

第三編では、孫権の治世の後半から孫皓の治世の時期に関わる問題に目を向ける。第一章「孫呉政権と国史『呉書』の編纂」では、曹丕が建国して黄初と改元しても孫呉政権がなお漢の建安の年号を用いていたこと等、孫権の死後から孫亮の治世にかけて編纂された『呉書』の体裁は漢の歴史や伝統の護持という孫権の理念を反映していた。しかし、その頃から孫氏の宗廟が整備されはじめ、孫権以

降の呉の国家体制の確立、宣揚を意識した動きも見られるようになり、国史を通じて呉のアイデンティティや正統性を明示する動きも出てきた、と指摘する。

第二章「孫皓と『嘉興元年』鏡」では、嘉興元年鏡を年号に基づいて西涼鏡とはせず、嘉興元年は呉の嘉禾六年（二三七）の追改であるとする王仲殊氏の説に対し、孫皓が甘露元年（二六五）に武昌に遷都し、その翌年の宝鼎元年に呉興郡を設置して、父の孫和に対する祭祀を強化する中で製造させた鏡である、との説を提示する。その背景には孫権―孫和（即位はせず）―孫皓という継承関係が正統であることを表明する孫皓の思惑があった。孫皓は、蜀の滅亡、魏晉の交代という国際情勢の変動にあつて、呉における自身の正統性に関わる父の位置付けに執心する一方、曾祖父の孫堅以来重視してきた漢の護持に拘泥せず、独自の王朝として孫呉政権の立場を主張しようとした、と評価する。

終章「本稿の総括と今後の展望」では、本稿全体の論証について以下のように要約する。漢との繋がり乏しい孫権は、曹丕の即位の論理の批判を通じて自身

の即位の論理を捻出した。即位当初は北伐による中原の回復を念頭に、東アジア地域に向けた働きかけを推進した。それが困難になると対外政策を南海地域に集中し、漢室の復興を国是とすることは無くなった。孫呉政権は漢を相対化し得るポジションと、東方・南方が海に直面する環境を基礎に展開した政治権力であった、と結ぶ。

#### 論文審査の結果の要旨

本稿は、孫呉政権の歴史的特質という課題に取り組んだ最初の本格的論文と言うことができる。『三国志』の呉書の記述は極めて少なく、また、裴松之注所引の史料などの関連史料も豊富ではない。近年では長沙の走馬楼呉簡が出土したが、この呉簡を駆使して呉の歴史が描けるだけの研究はまだ蓄積されていない。それだけに、本稿の課題の達成には種々の困難が予想される。本稿がその課題を

完全に克服したとまでは言い難いが、困難な問題に一定の筋を通そうとした努力は高く評価することができる。以下、本稿の評価すべき点及び問題点について挙げていきたい。

第一篇は孫権の即位における正統性の論理を解明しようとしたもので、第一章「曹操と殊礼」・第二章「漢魏禪讓過程と文帝の即位」はこれまでも多くの論文で論じられた問題を取り上げており、従来の諸論文との論述の重複は否めない。しかし、菊地氏の意図や主眼は、第三章の孫権の即位の論理を明らかにするため、曹操及び魏の文帝の地位上昇の過程と論理とを明らかにすることにあり、第一章・第二章の置かれた理由も理解できる。しかし、例えば第二章の結論は延康元年一〇月乙卯の冊書の重要性の指摘に止まっており、多くの論文に言及しながらそれに関わる論争の決着をつけるように試みてはいない。第一章及び第二章の論証は第三章に関連する部分に限定し、両方で一章分の長さにする位の方が、論の展開は判り易くなったのではなからうか。第三章は孫権の建国の論理を探ったも

ので、禪讓や正統な血筋の標榜という有力な論理を持たない点に、正統な国家としての呉の問題点があるという着眼点は優れている。問題提起としての意義は充分具えているのではなからうか。

第二篇は、呉の建国と外交との関係を追及したものである。第一章「孫呉政権と東アジア地域」は、これまでも盛んに論じられてきた問題である。そうした研究史の情況は第一篇第一章の場合と似ており、菊地氏の論証に特に斬新な点があるとは思われない。ただし、夷洲や亶洲に関する論述は、最近では余り見られない観点ということではできらるであろう。これに対して、第二章「孫呉政権の荊州・交州統治と南海地域」では、東アジア地域との交渉に渉々しい成果の挙げられなかった孫呉の、南海地域との交渉を具体的に論ずる。唐代までの中国と南海地域との交渉については、関連する文献が乏しいこともあって、殊に政治的交渉に具体的な成果が乏しかった。例えば林邑との交渉については、この時代についても『梁書』などに眼を通さなければならぬが、菊地氏は『水経注』『太平御覽』

その他に引かれた零細な史料も丹念に収集し、この難しいテーマによく筋を通していると思う。本章は、菊地氏のオリジナリティーが最もよく発揮されている好論として評価できるのではなからうか。

第三編では、従来の研究がともすれば孫権在位中の問題に終始していたのに対し、孫呉の存続期間の後半期にも注目すべきであるとして、孫権の治世の後半から孫皓の治世の時期の問題を取り上げる。第一章「孫呉政権と国史『呉書』の編纂」では、孫皓の時の『呉書』編纂の過程を追いながら、孫皓には皇帝とはならなかった父の孫和から自分に至る権威継承の正統性の課題を解決するとともに、漢の歴史や伝統の護持という孫権の理念から離れて、孫権あるいは孫堅以来の呉の正統性を打ち立てようとする問題意識があった、と指摘する。またこのことから、従来暴君とのみ評されることの多い孫皓の治世について、あらためて検討すべきことを問題提起する。本章を単独の論文として見ると、本稿の他の論文との関係はやや把握しにくいのが、以上のように位置付けてみると、本章とその他の論

文との関連もよく理解できる。本章は単独の論文としてはやや短い、その問題提起は十分に評価できるのではなからうか。第二章「孫皓と『嘉興元年』鏡」は、これを西涼の嘉興元年（四一七）の鏡ではなく呉鏡とする王仲殊氏の見解に示唆を受けて、『呉書』の編纂と同様に父の顕彰を図った孫皓作成に関わる鏡である、という。呉の年号として嘉興元年は存在しないので、この見解に対しては異論もあり得よう。しかし嘉興元年鏡は複数枚出土しており、呉の初年の黄龍元年（二二九）の紀年を持つ鏡は呉後半期の政権が孫権を顕彰するために作らせた追頌鏡であるという岡村秀典氏の見解もある（本章註へ11参照）。日本からは年号の存在しない魏の景初四年鏡も出土しているので、嘉興元年鏡の意義についても、菊地氏の提言を受けて今後さらに検討を重ねてゆく必要があるであろう。

初めに述べたように、本稿は関連史料の極めて少ない孫呉政権の歴史的特質の解明に挑んだ最初の本格的論文である。それだけに、ことに前半には従来の論文との重複も目立ち、本稿の筋を際立たせるためにはさらに論述を工夫すべきであ

ったかもしれない。しかし、零細な史料を点綴してこれだけの孫呉史を構成した努力は高く評価できる。よって、本論文提出者菊地大は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

平成二十七年二月十四日

主査 國學院大學教授 金子修一 印

副査 國學院大學教授 樋口秀実 印

副査 駒澤大学准教授 石井仁 印

菊地 大 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十六年十二月二十日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	金子修一	印
副査	國學院大學教授	樋口秀実	印
副査	駒澤大学准教授	石井仁	印